ジオエネでんき約款

2026 年 11 月 1 日実施

サミットエナジー株式会社
Summit energy

目　次

1.　適用 1
2.　契約種別 1
3.　周波数 1
4.　東電等 1
5.　関電等 4
6.　供給条件の変更 6
7.　電源構成の特性に関する注記 7

1. 適用

(1) ジオエネでんき約款（以下「契約プラン約款」といいます。）は、当社の電気供給約款[低圧](個人)（以下「電気供給約款」といいます。）にもとづき、個人（個人事業主を含みます。）の低圧需要に対して、電気を供給するときの料金その他の条件を定めたものです。

(2) 契約プラン約款にて使用される用語は別途定義される場合を除き電気供給約款にて定めた意味で使用するものといたします。

(3) 契約プラン約款に定めのない事項については、電気供給約款に準ずるものといたします。

(4) 契約プラン約款に定める基本料金、電力量料金、燃料費調整における基準単価および離島ユニバーサルサービス調整における離島基準単価の金額は、全て消費税等相当額を含みます。

(5) 契約プラン約款は、次の地域のお客さまを対象といたします。ただし、電気事業法第 2 条第 1 項第 8 号イに定められている離島には適用いたしません。

北海道電力ネットワーク株式会社、東北電力ネットワーク株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社、北陸電力送配電株式会社、関西電力送配電株式会社、中国電力ネットワーク株式会社、四国電力送配電株式会社および九州電力送配電株式会社の各供給区域

2. 契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。

(1) 東電等の各供給区域を需要場所とするお客さまについて
従量電灯 B および従量電灯 C

(2) 関電等の各供給区域を需要場所とするお客さまについて
従量電灯 A および従量電灯 B

3. 周波数

周波数は、お客さまの需要場所の区域ごとに次のとおりといたします。

(1) 北海道電力ネットワーク、東北電力ネットワーク、東京電力パワーグリッド管内
50Hz（ただし、新潟県佐渡市、妙高市および糸魚川市ならびに群馬県の一部は 60Hz）

(2) 中部電力パワーグリッド、北陸電力送配電、関西電力送配電、中国電力ネットワーク、四国電力送配電、九州電力送配電管内
60Hz（ただし、長野県の一部は 50Hz）

4. 東電等

(1) 従量電灯 B

イ　適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下のものに適用いたします。

ロ　供給電気方式、供給電圧

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトといたします。ただし、供給電気方式および

供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ　契約電流

(イ) 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

(ロ) 当社または一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。) または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社または一般送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

ニ　料金

料金は、基本料金、電力量料金および電気供給約款別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、電気供給約款別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が x 円を下回る場合は、電気供給約款別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、電気供給約款別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が x 円を上回る場合は、電気供給約款別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、電気供給約款別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)イによって算定された離島平均燃料価格が x 円を下回る場合は、電気供給約款別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、電気供給約款別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)イによって算定された離島平均燃料価格が x 円 を上回る場合は、電気供給約款別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。ただし、離島ユニバーサルサービス調整による加算または減算は、お客さまの需要場所の区域に離島ユニバーサルサービス調整の適用のある場合に限ります。

(イ) 基本料金

基本料金は、1 月につき「料金表」のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、「料金表」のとおりとし、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

(ハ) 最低月額料金

最低月額料金は、「料金表」のとおりといたします。(イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の料金は、最低月額料金および別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

(2)　従量電灯 C

イ　適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満のものに適用いたします。

ロ　供給電気方式、供給電圧

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ　契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ　契約容量

(イ) 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、電気供給約款別表 4（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。

最初の 6 キロボルトアンペアにつき	95 パーセント
次の 14 キロボルトアンペアにつき	85 パーセント
次の 30 キロボルトアンペアにつき	75 パーセント
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	65 パーセント

(ロ) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、電気供給約款別表 6（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、当社および一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

ホ　料金

料金は、基本料金、電力量料金および電気供給約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、電気供給約款別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が x 円を下回る場合は、電気供給約款別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、電気供給約款別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が x 円を上回る場合は、電気供給約款別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、電気供給約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が x 円を下回る場合は、電気供給約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、電気供給約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が x 円を上回る場合は、電気供給約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。ただし、離島

ユニバーサルサービス調整による加算または減算は、お客さまの需要場所の区域に離島ユニバーサルサービス調整の適用のある場合に限ります。

(イ) 基本料金

基本料金は、1 月につき「料金表」のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、「料金表」のとおりとし、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

5. 関電等

(1) 従量電灯 A

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が 6 キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。

ロ 供給電気方式、供給電圧

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 最大需要容量

最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行ないます。

ニ 料金

料金は、その 1 月の使用電力量にもとづき（イ）および（ロ）によって算定された金額ならびに電気供給約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、電気供給約款別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が x 円を下回る場合は、電気供給約款別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、電気供給約款別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が x 円を上回る場合は、電気供給約款別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、電気供給約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が x 円を下回る場合は、電気供給約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、電気供給約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が x 円 を上回る場合は、電気供給約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。ただし、離島ユニバーサルサービス調整による加算または減算は、お客さまの需要場所の区域に離島ユニバーサルサービス調整の適用のある場合に限ります。

(イ) 最低料金

最低料金は、「料金表」のとおりといたします。

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、「料金表」のとおりといたします。

ホ　その他

当社または一般送配電事業者は、最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることを判別するための装置を取り付けることがあります。

(2) 従量電灯 B

イ　適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満のものに適用いたします。

ロ　供給電気方式、供給電圧

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ　契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ　契約容量

(イ) 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、電気供給約款別表 4（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。

最初の 6 キロボルトアンペアにつき	95 パーセント
次の 14 キロボルトアンペアにつき	85 パーセント
次の 30 キロボルトアンペアにつき	75 パーセント
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	65 パーセント

(ロ) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、電気供給約款別表 6（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、当社および一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

ホ　料金

料金は、基本料金、電力量料金および電気供給約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、電気供給約款別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が x 円を下回る場合は、電気供給約款別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、電気供給約款別表 2（燃料費調整）

(1)イによって算定された平均燃料価格が x 円を上回る場合は、電気供給約款別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、電気供給約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が x 円を下回る場合は、電気供給約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、電気供給約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が x 円を上回る場合は、電気供給約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。ただし、離島ユニバーサルサービス調整による加算または減算は、お客さまの需要場所の区域に離島ユニバーサルサービス調整の適用のある場合に限ります。

(ハ) 基本料金

基本料金は、1 月につき「料金表」のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

(ニ) 電力量料金

電力量料金は、「料金表」のとおりとし、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

6. 供給条件の変更

(1) 当社は、契約プラン約款を変更する場合には、電気供給約款 2（供給約款の変更）によるものといたします。この場合、あらかじめ変更する旨および変更後の契約プラン約款の内容ならびに変更の効力発生日を、当社ホームページに掲載する方法、メールにより通知する方法その他当社が適切と判断した方法によりお知らせいたします。

(2) 当社は、契約プラン約款を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載する方法その他当社が適切と判断した方法により周知いたします。

(3) 契約プラン約款の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を行う場合は、電気供給約款 2（供給約款の変更）(2)によるものといたします。

(4) 当社は、他の小売電気事業者の料金改定、託送供給等約款の改定または燃料費・非化石証書の購入費用等の変動その他の理由により料金の値上げが必要となる場合は、次の手順に従い、新たな電気料金を定めることができます。

イ　当社は、事前に新たな電気料金およびその適用開始日（以下「本適用開始日」といいます。）を当社ホームページに掲載する方法、マイページに掲載する方法、メールにより通知する方法その他当社が適切と判断した方法により通知いたします。

ロ　お客さまは、新たな電気料金を承諾しない場合は、本適用開始日の 30 日前までに、マイページ等当社指定の方法にて他の当社プランへの変更手続きまたはあらかじめ廃止期日を定めて廃止申込みを行うものとします。

ハ　ロに定める期限までに、お客さまの手続きがなされない場合は、本適用開始日から新たな電気料金を適用いたします。

7. 電源構成の特性に関する注記

(1) 当プランは、当社がこの供給条件により供給する電気を、非化石証書を使用して CO_2 排出量が実質ゼロの電気として供給するものです。なお、非化石証書は、トラッキング情報のない非化石証書を用います。

(2) 当社が当プランに基づいてお客さまへ供給するものとする主な電気を、FIT 電気ならびに一般社団法人日本卸電力取引所（水力、火力、原子力、再生可能エネルギー等が含まれます。）および火力発電所（ガス・石炭）から調達した電気といたします。なお、各年度における当プランの電源構成につきましては、当社のホームページに掲載する方法または当社が適当と判断した方法により公表するものとし、お客さまは、このことについて、あらかじめ承諾していただきます。

(3) 電源構成特性での供給余力の範囲を超えると考えられる場合に、申込みをお断りすることがあります。